番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
1	事業計画	と、災害廃棄物の受入れができず、施設整備に 係る理念と基本方針に挙げている「災害に強い 施設」として、災害が起きても安定的に運転でき	敷地全体を嵩上げし、土砂災害の警戒区域に一部が指定されている災害廃棄物のストックヤード(仮置場)に土石流が極力入り込まないようにする計画です。 なお、圏域における災害ごみ置き場は、本施設敷地内に計画している仮置場だけで完結するものではなく、各所に設置されることとなります。敷地内の災害ごみを一時的に貯留する仮置場としての運用が想定されます。災害ごみの貯留場所としては焼却施設内のごみピット、リサイクル施設内の受入ヤードが主であることから、仮に土石流が災害ごみ仮置場に入り込んだとしても、災害時の施設運転が不可能となるものではありません。
2	事業計画	ス道路については、方法書の段階で確定していることが重要であり、今後の計画はどのように想定されているか。 調査手法の審査という点においては、ルートを決めて提示する必要がある。また、事業において盛土が多そうな計画にみえるが、工事開始までの	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。工事用車両の走行ルートの設定においては、彦根市の道路整備計画を踏まえて、地元住民の意見および交通安全の確保に留意また、方ら、道路管理者と協議の上設定します。また、方法書以降の手続きにおいて、施設周辺での工事用車両の走行ルートを示していきます。また、方法書においては工事車両の走行による影響において開頂目を選定し、調査・予測・評価の手法を検討します。なお、工事用車両の交通量については、準備書の段階で施工計画に基づいて算出し、予測評価を行います。
3	事業計画	に1度の洪水で1m~2mの浸水が想定されている。施設について止水性のごみピットとすることが配慮書に示されているが、浸水そのものを防	敷地は宇曽川左岸の氾濫による浸水エリアと愛 知川右岸の浸水エリアに想定されています。愛 知川右岸の場合は2~5m、宇曽川の場合は2~ 3m という浸水想定になっています。なお、周辺 の住居部分では浸水想定1~2m です。(敷地内 は、周辺の住居部分よりも50cm から1m低くなっ ています。) 本施設の造成計画としては、周辺の住居部分の レベルから2m以上の嵩上げをする計画です。嵩 上げによる浸水対策を行った上に施設を建てる 計画であり、かつ、建屋内の配置上の工夫(プラットホームや電気室や制御室を2階に配置する など、重要設備の浸水を防ぐ)により、施設その ものの浸水被害や、浸水によるごみ流出が起き ないように十分留意した事業計画を検討します。
4	事業計画	ならないことから、当該事業に係る交通の面から の影響は、当該事業に係る環境影響評価の手	施設周辺の道路整備事業は、ご意見のとおり環境影響評価条例の対象事業とはなりません。また、道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定であり、本事業とは別事業です。しかしながら、整備される市道は、本事業で整備する施設へのアクセスルートとしても使用されることから、道路整備後における本事業に係る工事用車両、廃棄物運搬車両の走行による環境影響については、ご意見のとおり、本事業に係る環境影響評価手続の中で評価を行います。
5	事業計画	焼却炉の形式に言及がないが、方法書以降で示していただけるのか。排ガスの算出にかかわってくることになるので早めに示していただきたい。	て提示するとともに、方法書以降でも掲載しま

番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
6	事業計画		施設の処理フローは、第2回審査会で参考資料として提示するとともに、方法書以降でも掲載します。
7	事業計画	定とあるが、一方で配慮書を見ると下水道整備計画の地点には、事業実施想定区域が含まれていない。どのような計画か。また、令和6年度に	現在、西清崎の候補地周辺より南側のエリアでは、農業集落排水処理施設で家庭のし尿処理、生活排水を処理しています。彦根市の下水道計画では令和12年度までに農業集落排水の処理施設を廃止し、公共下水道に農業集落排水の側になっています。(下水の管は、農業集落排水の画になっています。(下水の管はでする清地を含むエリアも公共下水道への切り替えを行う計画しています。とから、本施設も公共下水道への接続を計画しています。建設期間中の排水については、公共用水域発する温水が周辺の河川環境に影響を及ぼする濁水が周辺の河川環境に影響を及ぼすに設調情性があることから、方法書以降の手続きに別評価を行います。
8	事業計画	行ルートに関する交通による影響を事業実施想	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。現時点でアクセス道路の整備内容が決まっていないため、施設への搬入出や走行ルートに関する複数案を考慮した検討は行っていません。 方法書以降の手続きにおいて、彦根市が計画している市道整備計画を踏まえた事業実施想定と域へのアクセスルートを示していきます。方法書の内容を踏まえ、工事用車両および廃棄物運搬車両等の走行による大気質・騒音等の影響を予測するための環境現況調査を実施し、準備書において沿道の保全対象への影響について予測評価を行う予定です。
9	大気質	地方気象台で計測した風向風速の環境と候補地 とでは大幅に異なるのではないか。特に卓越風 向のある方角が荒神山で遮蔽されている影響に	配慮書では既存の資料に基づいて予測評価を 行っております。 方法書以降の手続きにおいて、現地における詳 細な気象調査、現地拡散実験を計画し、地形の 影響を考慮した風の状況を調査したうえで、大気 質の短期予測も含めた影響の予測を行い、環境 基準値等との整合について評価を行います。

番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
ш 7	-7, LI		光化学オキシダント、PM2.5は、道路や工場から
10	大気質	計の対象が一次汚染物質のみとなっている理由 はなぜか。事業実施想定区域周辺の大気質の 状況は、光化学オキシダント等において環境基 準を満足していない。ごみ処理施設による窒素 酸化物や、ごみ収集車による炭化水素や窒素酸 化物によって、定性的に考えると光化学オキシダ	発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化質です。光化学大きな取組の推進により生は、大気汚染対策に係る様々な取組の推進によって変濃度は物や揮発性有機化合物の大化学オキシが大に場立であり、光化学オキシが大の環境基準達成率は依然として極めてはは、現在国を中心にはなけっているところに基が事業場等のばいだにより、年間の平均的な農度は減少傾向にあります。これらのことから、光化学オキシダント等の発生なり、本事業による影響の程度は現時点であり、本事業による影響の程度は現時点でもり、本事業による影響の程度は現時点であり、本事業による影響の程度は現時点で十分に解明されていないことから、光化学オキシダット等の発生は小さいと考えられること、また、その生成過程は現時点で十分に解明されていないことから、光生源は広域的であり、本事業による影響を発生は小さいた。
11	大気質	80m)をあげて将来濃度(年間平均値)を比較しているが、先行事例からこのような検討は意味がないと考えられる。煙突高さの違いによる建物ダウンウォッシュの影響のように、意義のある検討をすべきである。	
12	事業計画 大気質		ご意見を踏まえ、第2回審査会において、施設に おける処理フロー図、複数案におけるダウン ウォッシュの影響検討結果をご報告します。
13	騒音·振動	設の内容が想定・提示されておらず環境への影響を検討するにあたって、定量的な判断をするための材料が整っていない。定性的ではなく定量的な検討ができる材料を整えていただきたい。方法書以降の段階においては車両の走行ルートや施設の内容を明らかにし、調査地点や、調査・予	配慮書段階では、施設の稼働に係る騒音・振動を計画段階配慮事項に選定し、事業計画の熟度を踏まえて「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省)を参考に、事業計画地から一定の範囲内に存在する被影響対象(家屋等)の数を指標とした予測を行いました。今後、方法書以降の手続きにおいて、定量的な検討を行うため、車両走行ルートや施設の内容を明らかにし、調査地点、調査・予測・評価の手法を適切に設定します。
14	景観	(ようはいじょ)からごみ処理施設がどのように見えるのか。配慮書においては計画段階配慮事項の検討にあたり主要な眺望点からの見え方にしか言及されていないが、方法書以降では事業実	ご意見を踏まえて、方法書以降の手続きにおいて、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場とした景観について検討を行います。 なお、遥拝所への参道からのごみ処理施設の見え方について、簡易的にフォトモンタージュを作成しましたので、第2回審査会において提示します。
15	景観	の身近な場所からどのように見えるかが評価されるべきである。荒神山神社には大きく立派な鳥居があり、そこから見える山頂が集落からの自然な視線だと思うが、その眺めが施設によって一部隠れることをどのように評価するかといったことや、施設の外壁色をどう配慮するかについて、	ご意見を踏まえて、方法書以降の手続きにおいて、景観資源、眺望点の再検討を行い、集落等の身近な場所、鳥居を視点場とした荒神山の景観等について検討を行います。 なお、事業実施想定区域南側集落、大山橋付近、グリーンピアひこね交差点付近から荒神山を背景としたごみ処理施設の見え方について、簡易的にフォトモンタージュを作成しましたので、第2回審査会において提示します。

審査会(6/25)意見

番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
16	文化財	ろ埋蔵文化財包蔵地はないが、かつて宇曽川の 河川改修をした際に遺跡が大量に出た地域の周	
17	文化財	鳥居の手前の参道に道標がある。事業実施想定 区域の東の角の境界線上にあり、市指定の文化 財になっていないがどのようにされるのか。	ご指摘の道標については、荒神山神社の施設です。なお、当該道標は事業実施想定区域外に位置しているため撤去されることはなく、残置されます。
18	生態系	定されていないが、事業実施想定区域の北西の 部分の湿地は両生類が好む環境である。事前の	
19	総合評価	価となっていない。大気質と景観と騒音・振動・悪 臭に係る個別の評価結果を俯瞰して総合的に評	配慮書における総合評価については、本審査会におけるご意見、追加検討結果を含めて、個別の配慮事項の評価結果を俯瞰して再検討しました。その結果は第2回審査会においてご報告します。

番号	項目	審查会追加意見	意見に対する事業者見解
<u>ш 7</u>	것다	施設の規模から、ごみ収集車等の交通量を仮定	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道
1	大気質	した上で、それに伴って発生する環境負荷量(窒素酸化物量、騒音など)を算定されたい。 焼却炉の煙突から排出される排ガス量や排ガス 温度によって、排出源の高さ補正がされていると 思います。炉形式別の典型値をヒアリングするな どして、数ケースを想定する必要はないか。先日 の説明では、着地濃度が高くなる場合を想定し、	路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。方法書以降の手続きにおいて、彦根市が計画している市道整備計画における計画地へのアクセスルートを示していきます。 方法書の内容を踏まえて、ごみ収集車等の交通による影響を予測するための環境調査を実施し、準備書において、ごみ収集車等の交通量、それに伴って発生する環境負荷量(窒素酸化物量、騒
2	振動	と思われる補修がされていましたが、施設工事中	方法書以降の手続きにおいて、遥拝所の利用状況を把握し、必要に応じて文化財・伝承文化の項目における評価項目の対象施設として選定します。そのうえで、施設の工事中や開設後に生じる建設機械及び施設の稼働に伴う振動レベルが現状の環境振動に及ぼす影響検討の実施を想定しています。
3	景観	よってまずは、当該計画を参照しつつ、対象地の属するゾーンの概要や景観形成の方針を本事業がどのように解釈しているのか、景観保全の基本指針を示す必要がある。当該地区は「田園集落ゾーン」に位置している。一例を挙げると、景観形成の指針として「⑥送電鉄塔などの大規模な工作物は、自然環境等と調和するように配慮する」とされている。本事業計画が何を「自然環境等」と定義し、どのような状態をもって「調和する」と考えるのかを、解りやすく示すべきである。この方針がない限り、フォトモンタージュにおける視点場の設	方法書において、彦根市景観計画を参照し、事業実施想定区域が位置する「田園集落ゾーン」における景観形成基本方針及び指針に基づいて本事業に係る景観保全方針を示します。景観保全方針に基づいて、計画施設の自然環境等と調を考慮したうえで、調査における景観の視点場や、予測評価における評価基準を設定します。(現時点で未確定ですが、景観に対する配場制として、「敷地外周は目隠し及び周辺景観との調和のため緑化に努める」、「植栽の植物種は自然植生を考慮した種を選定する」、「建物の色調は周辺計画に調和するアースカラーを基本とする」等の対策が考えられます。)
4	景観	観の例としては、「のどかな田園風景」として荒神山の山容・周辺農地・集落を認識できる中~遠距離景と、歴史的・文化的価値をもつと考えられる荒神山の参道や遥拝所・社殿等からの景観、などが挙げられる。追加資料も含めフォトモンタージュによる既往検討結果を確認したが、中~遠の報景を考慮するための視点場は、南・東など響の大きい対象地北に隣接する荒神山参道や集落の大きい対象地北に隣接する荒神山参道をなを評価が必要であると考えられる。特に、遥に所と評価が必要であるときで、道標から運に所ない。地域の生活の場・文化的な場の景観に与える影響が極めて大	なお、基本計画では、災害時の対応も考慮して、 敷地面積を可能な限り有効に活用することとして おり、荒神山参道に対する敷地のセットバックは 難しいですが、敷地造成端の構造・形状(擁壁と するか法面とするか)の工夫等により、参道を始 めとする隣接道路や集落への圧迫感の軽減策を 検討します。

審査会追加意見

番号	項目	審査会追加意見	意見に対する事業者見解
5	景観	すくなった。	ご意見を踏まえ、配慮書における複数案については、本審査会におけるご意見、追加検討結果を含めて再検討しました。その結果は総合評価として第2回審査会においてご報告します。
6	生態系	なっているために水田が湿地化し、両生類や水 生昆虫類の生息環境となっている状況がうかが われた。今後、事業に伴って隣接する不耕作地 において耕作が再開されるなどの変化が生じると (それ自体は地域にとって望ましい変化だと考え	なお、事業開始後の周辺農地の耕作状況については可能な限り情報収集に努め、水生生物の予測評価に反映します。
7	文化財		道標は事業実施想定区域外に位置します。荒神 山神社の施設であり、方法書において位置関係 がわかるように図を示します。
8	総合評価	数案の検討に有益と考えます。大気・騒音、景 観、審査会委員指摘の災害の観点から、配慮書	ご意見を踏まえ、配慮書における複数案の総合評価については、本審査会におけるご意見、追加検討結果(景観フォトモンタージュ等)を含めて再検討しました。その結果は第2回審査会においてご報告します。